

15 常設型サロン（週1回以上）開設支援助成事業

◆助成交付対象

原則として週1回以上開催し、1回当たり2時間以上行うサロンで、次の要件をすべて満たしている事業が、助成金交付対象となります。

- ① 自主的かつ安全にサロン（居場所）の運営を行うこと
- ② 営利・宗教・政治活動を目的としたものでないこと
- ③ 原則として交付決定日から起算して3年以上継続して同一場所で活動を行う意思を有すること
- ④ 活動報告書を3年間提出すること
- ⑤ サロンの近隣に居住する高齢者を対象とした活動を行うこと
- ⑥ 1回当たりの参加人数に、高齢者が5名以上含まれていること
- ⑦ 原則としてサロンの継続実施につなげるため、一定の参加者会費等を集めて運営すること
- ⑧ 申請と実施にあたっては本会地域支え合い推進員及び地域福祉課、各総合福祉センター地域福祉係と協議しながら進めること

◆助成金額

施設改修や備品購入の費用を下記のとおり助成します。（1サロン1回限り）

区分	対象サロン	上限金額	助成金利用目的	
			施設改修費	消耗器具備品費
新規設置型	新規で立ち上げるサロン	1サロン 20万円以内	上限金額を全て 充当できる。	上限金額の内 1つの品物に 充当できるの は5万円まで
移行型	現在、サロンを開催しており、今後、週1回以上開催する予定のサロン	1サロン 10万円以内		
支援型	現在、週1回以上開催しているサロン	1サロン 5万円以内		

◆申請期間

【新規設置型、移行型】5月1日～6月末日

【支援型】5月1日～11月末日

◆問い合わせ

- 地域福祉課（0857-24-3180）
- 各総合福祉センター地域福祉係